

當選候の肖像
青年紳士の道場の爲め、本社が募集した
投票の結果は市川米蔵、市川狼之助、尾上菊之助の三名を
之助の三名高點を以て當選したるに就き右
審議者の外に英國社會の老將として有名なる
市川四十郎、尾上菊五郎、市川左團次の三名を
加へ総合六名の肖像を莫蘭なる石版指と爲し
本月末の時事新報社として普く審議者に題
づく。

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物
價報告あり其代價通送料廣告料は左の如し
一枚二支一箇月前金五十錢三箇月前金
四〇一箇月前金六十錢二箇月前金
○時事新報社ヨリ直報ニ郵便スルモノハ右定額ハ一箇月十三錢ノ
運送料フ中止。

時事新報會員會

一行五箇月半二十四字篇一日限六月迄七日以上

一行ニ付十三箇月十一錢十錢五錢

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各新報に通じたるものありて是より
各新聞社に報道を寄送し各新聞社は之を受けて紙面を
填塞するより各社同一の記事を掲ぐるふと寡からず獨
り時事新報社は社員並に通報欄の多さを以て斯類の社
に通信を依頼を乞ひ世間往々此事を知らすして通
信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信
する方多きが如し爲めに行進ひを生じたる場合も寡か
らざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に
本社に向け發送あらんとを請ふ

米露石油の競争に就て

從來我國にて使用する石油は殆んど米國産のものに限
り絶へて他國の供給を仰ぐふとなかりしが四五年前始
めて露國より少許の石油を輸入せしより以來、露油の
販路年々に増加して漸く米油の市場を脅食し今は既に
容易ならざる競争者となれり現に昨年の貿易統計を見る
に北米合衆國より輸入したる石油の總量は一千
四百八十八萬ガロン(原價二百五十三萬圓)にして露國
より輸入したる分は七百八十一萬ガロン(原價八十九萬
圓)なり即ち露油は殆んど米油の三分の一に當るの勘定
にして僅々數年間に断る多量を輸入するに至りしは實に
驚く可也。云はざるを得ず然のみならず近來露國
より石油を輸出するには一々小箱に詰込むなどを爲さ
ず多量の油を莫大な輸送船に積み入れ船の荷に着する
や直にポンプを仕掛けて本を海岸の大油槽に注ぎ込み
斯くて爰に海上に海上に輸入するには船を横濱にも同様の設計あり
減わりと云ふ我國にても既に神戸には右の油槽を設置
して實際の効能少なかま乎又横濱にも同様の設計あり
我國に輸入する物品は石油の外、殆んど記す可なるもの
なきものであるれば露國の商人は有らん限りの力を盡
して露國の競争を防ぐするは勢に於て止む可らず其結

果として米油の價格も今より大に下落するふと推想

して相違なかる可し殊に彼のニカラグア運河開通の際

には米國東部と本邦との往來交通に非常の便利を増す

可ければ或は米國よりも亦油槽船を以て盛に輸入し來

るふともなる可し現に角に米國と露國とは共に石油

の產地として全世界に比類なき國柄なれば兩者の競争

愈々盛なるに空らば日本に於ける石油の價格に大變動

を生ずるは我輩の疑を容れる所なり左れば石油は

我國にて今後益す費用の増加す可き物品なれば其價の

下落するは甚だ悦々可き事猶に似たれども茲に我輩の

大に掛念する所のものは米露の競争愈よ劇しくぞ加へ

て愈よ油價を引下ると共に或は互に相競ふて品質粗悪

なるものを輸入するに至るふとなる可きや一事な

り抑も石油は天然のまゝにては揮發性の甚だしきもの

にして少しの熱に遇ふも發火し易くろの危険なるふと

は火薬に異ならず之を日用に供せんとするには種々の

方法を以て其揮發性を減殺し大概の熱に堪ゆるまでの

程度に達せしむるふと必要なり即ち石油の精製方にし

て其手續には隨分費用を要するとなれば最も危険の危険

より抑も石油は天然のまゝにては揮發性の甚だしきもの

にして少しの熱に遇ふも發火し易くろの危険なるふと

は火薬に異ならず之を日用に供せんとするには種々の

方法を以て其揮發性を減殺し大概の熱に堪ゆるまでの

程度に達せしむるふと必要なり即ち石油の精製方にし

て其手續には隨分費用を要するとなれば最も危険の危険

より抑も石油は天然のまゝにては揮發性の甚だしきもの

にして少しの熱に遇ふも發火し易くろの危険なるふと

は火薬に異ならず之を日用に供せんとするには種々の

方法を以て其揮發性を減殺し大概の熱に堪ゆるまでの

程度に達せしむるふと必要なり即ち石油の精製方にし

て其手續には隨分費用を要するとなれば最も危険の危険

より抑も石油は天然のまゝにては揮發性の甚だしきもの

にして少しの熱に遇ふも發火し易くろの危険なるふと

は火薬に異ならず之を日用に供せんとするには種々の

○司法省令第十二號

甲府地方裁判所管内各村區裁判所及ヒ大分地方裁判所

管内豆田區裁判所ニ支部ナ置キ各其區裁判所ノ管内ナ

管轄シ來ル九月十一日ヨリ重罪公判及ヒ謀害妻スル

モノナ除ク外地方裁判所ノ裁判權ニ屬スル民事刑事第

一套ノ業務ナ取扱フ

明治二十六年六月十九日 司法大臣芳川顯正

名古屋地方裁判所管内新城區裁判所ニ開ク民事裁判期

日中本年九月ノ一期ハ開廷セス

明治二十六年六月十九日 司法大臣芳川顯正

司法省告示第三十一號

司法省告示第三十一號

名古屋地方裁判所管内新城區裁判所ニ開ク民事裁判期

日中本年九月ノ一期ハ開廷セス

明治二十六年六月十九日 司法大臣芳川顯正

司法省令第十一號

日本帝國ト英國所屬地及同國殖民地(印度、加那太及豫

洲殖民地ナ除ク)トノ間ニ交換スル商品見本ノ最大量

量ナ三百五十「グラム」ト改定シ本年七月一日ヨリ實施

ス

明治二十六年六月十九日 遞信大臣伯爵黒田清隆

司法大臣芳川顯正

司法省告示第三百七十四號

日本帝國ト英國所屬地及同國殖民地(印度、加那太及豫

洲殖民地ナ除ク)トノ間ニ交換スル商品見本ノ最大量

量ナ三百五十「グラム」ト改定シ本年七月一日ヨリ實施

ス

明治二十六年六月十九日 遞信大臣伯爵黒田清隆

司法大臣芳川顯正

司法省令第十一號

五箇所

、瀋陽國へ三箇

二箇所鉄路

、兩國へ

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、